

「放射能汚染防止法」(案) 要点

(「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会)

必要性と基本構想

1 立法の必要性

- ① 福島第一原発事故後、既存の原子力基本法以下の「原発推進のため法体系」は役に立たなくなった。今後は、「汚染なき脱原発」「汚染なき廃棄物の管理・処理・処分」が政策の中心課題である。既存の原発関連法に代えて「汚染防止のため法体系」に全面的に組み直す必要がある。
- ② 既存の法体系のもとで、場当たりの、間に合せ的法律で対処することは、福島第一原発事故の汚染対策をあいまいにし、脱原発を遅らせ、老朽化する原発の大事故・大汚染という目前の破滅的危機に対応できない。
- ③ 放射性物質を、環境関連法から適用除外している現行法を根本から見直し、放射性物質を環境汚染物質と位置付け、環境基本法以下の法体系に組み入れる必要がある。
- ④ 危険性に関する情報の隠蔽、無視、軽視に厳しく対処する法律が必要である。民事上刑事上の責任を負わせるのはもちろん、国民が有効に監視し責任を問える制度が必要である。

2 汚染防止法の基本構想

- ① 放射性物質を環境基本法以下の環境関連法に組み入れる。(環境関連法適用除外扱いの削除。)
- ② 原子炉等の安全基準は、汚染予防基準と位置付けて汚染防止法の体系に組み入れて規定する。
- ③ 汚染の原因となる事故などの危険要因について、危険通報制度を創設し、従来無視ないし軽視されてきた事故防止等にとって有益な情報の恣意的無視や軽視を排除し「安全神話」を払拭する。
- ④ 食品の放射能汚染規制には特別な法律が必要である。

第1 目的・規制対象・規制範囲など

1 目的

原子炉等設置者等の事業活動及びこれに付随する活動に伴う放射性物質による

- ① 環境（大気・土壌・海洋・工作物・植物など）の放射能汚染の防止
- ② 人の被曝（内部被曝・外部被曝）の防止
- ③ 農業・漁業その他の食料品の放射能汚染防止
- ④ 環境省による原子炉等設置者及び関係官庁に対する監督指示による放射能汚染防止
- ⑤ 除染義務
その他

2 規制対象

- ① 現行原子炉等規制法の適用対象となる全ての事業
- ② 「原発事故」の防止は、放射能汚染防止法の重要な規制対象であると位置付けること。

3 電気事業法、原子力基本法などとの関係

- ① 電気事業法から原子力発電事業を切離すとともに原子炉等規制法は廃止して汚染防止法に組み入れること。
- ② 原子力基本法は、汚染防止法体系が整備され次第廃止するか、放射能汚染対策基本法の性格のものに変える。

4 組織

- ① 原子力委員会は廃止して、放射能汚染防止法に「放射能汚染防止委員会（仮称）」を設ける。
放射能汚染防止委員会は、「汚染なき脱原発」と「汚染なき放射性物質の管理、処理、処分」政策について、基本的方針、長期的計画、調査、研究等基本的事項について企画審議決定する。
注：現在の原子力政策大綱ないし長期計画は当然なくなる。
- ② 原子力安全委員会は廃止して、放射能防止法に「放射能汚染防止のための規制・監視委員会（仮称）」（規制委員会と略称。）を設ける。
規制委員会は、放射性物質による汚染・被害に関する規制（各事項略）について、企画審議決定し、原子炉等設置者を規制・監視し、危険通報制度を所管する。
- ③ 規制委員会に捜査・告発の権限を与える。

第2 規定の内容

1 原則規定

- ① 放射性物質が環境汚染物質であることを明示する。（「公害」に位置付ける。）
- ② 原子炉等設置者に対し放射性物質の漏洩による環境汚染防止義務を課す一般規定を設ける。
- ③ 「安全性ないし汚染防止は経済的ないし経営上の事由に優先する」原則を明記する。

2 排出規制基準

- ① 原子炉等設置者に対して日、月、年単位の放射性物質排出量制限規定を設け、これに違反した場合の、原子炉等の設置許可の取消や運転・操業の制限規定を設けること。
- ② 総量規制
一定の地域に原子炉等の設備が複数設置されている場合の放射性物質の排出総量規制を観測方法を含め詳細に定めること。
- ③ 条例（上乗せ横出し）
都道府県及び市町村の規制基準条例制定権（上乗せ横出し）を明記し、違反に対し原子炉等の運転・操業の停止命令権を認めること。

3 環境汚染予防措置規定

- ① 放射性物質による環境汚染予防措置を体系的具体的に定めること。
- ② 地震、津波等の自然的要因、工作物の構造その他の物理的要因、人為的要因などについて事業の種別ごとに放射性物質の漏洩を防止するための具体的な基準（以下「汚染予防措置基準」という）を設けること。（従来の各種安全指針などが定めてきた事項全てを含み、汚染防止の視点で組み直す。）
- ③ 規制委員会は、汚染予防措置基準に基づき必要な対策を原子炉等設置者及び関係機関に命じなければならないこと。
- ④ 何人も汚染予防措置基準が汚染防止に不十分であると考えるときは改正を申立てることができ、規制委員会は申立てに対し、調査し、調査の結果を理由・根拠を示

して使用した資料目録を付して申立人に知らせなければならないこと。

- ⑤ 規制委員会による原子炉等検査権、報告聴取権、捜査権、告発の義務を定めること。

4 汚染予防措置規定には特に次の内容を含むこと。（「危険通報制度」）

- ① 何人も（法人および任意の団体を含む）原子力施設から放射性物質が漏洩する原因となる危険性について国に対し通報する権利を有すること。

放射性物質が漏洩する原因となる危険性には、原子炉等の構造的機能的欠陥、その損傷やその恐れ、人的安全態勢の不備・欠陥、地震や津波など自然的現象による放射性物質漏洩事故発生の可能性、飛行機事故、その他放射性物質による環境汚染の可能性ある事項すべてに及ぶこと。

- ② 国（担当環境省）は、前記の通報を受けた場合は、即日原子炉等設置者および関係機関（国及び自治体など原子炉等の安全に関与する機関）に通知し、3日以内に公するとともに一般に周知する方法を講じなければならないこと。

- ③ 前記通報を受けた原子炉等設置者は通報内容について、調査計画書を作成し通報から7日以内に公示し通報者に通知すること。

調査の結果は1ヶ月以内に全文を公示し通報者に文書で知らせること。この場合調査に使用したすべての資料の目録と資料の評価内容を通報者に知らせ、何人も資料を閲覧できかつ資料の写は無償で交付を受けることができること。

上記の期間内に調査が終わらない場合は、遅延の理由を付して国に延期の申請をし許可を得なければならないこと。延期の期間及び回数に制限を設けること。

- ④ 規制委員会は国から前記通報の通知を受けたときは、通報内容について原子炉等設置者とは別に独自に調査し原子炉等設置者の調査結果の適否を審査し、必要に応じて再調査を命じ、安全上の必要があるときは原子炉等の運転使用の停止や改善を命じなければならないこと。

注：通報先はとりあえず「国」としておく。

第3 汚染除去義務及び保管施設

- 1 漏洩した放射性物質の発生者に対する汚染除去義務を定めること。

- 2 汚染除去義務規定には次の内容を含むこと。

- ① 放射性物質の漏洩について排出者責任（漏洩者責任）を明記すること。
- ② 放射性物質を漏洩した者に対する除染義務および放射性物質により汚染された物の引取保管義務規定を設けること。
- ③ 原子炉等設置者には原子炉等の規模に応じて土壌その他の放射性廃棄物により汚染された物質を引取保管するための施設（以下「保管施設」と略称）の設置義務規定を設けること。この施設は、原子炉等が保有する放射性物質の量及び重大事故による拡散の度合いに応じて規模を定め、放射性物質の漏洩を防止できる仕様とすること。

- ④ 保管施設が基準を満たさない場合は原子炉等の設置、運転、操業を禁止すること。

既存の原子炉等については一定の期間内に保管施設の設置を義務付け、この期間内に条件を満たさない原子炉等は当然に設置、運転、操業の許可が取消されること。

- ⑤ 何人も放射性物質で汚染された土壌その他の物質を保管施設に直接持ち込むことができること。原子炉等設置者はこれを拒否できないこと。持ち込むことのできる保管施設は排出者責任の例外として排出者以外の原子炉等設置者が設置した施設も含むこと。

第4 罰則

- 1 原子炉等設置者が故意又は過失により放射性物質を管理施設外に放出させたときの刑罰規定を設けること。罰則には公衆を放射性物質で被爆させる罪と環境を放射性物質で汚染する罪を、その程度に応じて体系的具体的に定めること。

注：なお「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」の対象に放射性物質を含む内容の改正が先行している場合は本法に吸収させる。

- 2 被爆させる罪の結果致死傷に至った場合の被曝致死傷罪、環境汚染の結果財産の使用・利用が制限され、公共の施設（公有地、自然公園を含む）の利用・使用が制限された場合の汚染による財産等棄損罪を設けること。
- 3 罰則規定には次の内容を含むこと。
 - ① この罰則規定には、放射性物質の漏洩が前記第2記載の通報内容を見做し又は過小に評価し、必要な安全措置（原子炉等の運転停止を含む）を怠ったことと因果関係がある場合は、重過失放射性物質漏洩罪として、厳罰をもってのぞむこと。
 - ② 懲役刑に加え損害に対応する罰金を併科すること。
 - ③ 原子炉等設置者が除染義務規定に違反したときの罰則規定を設けること。
 - ④ 原子炉等設置者が法人である場合、法人と法人代表者を含む責任者個人の刑罰規定を設けること。
 - ⑤ 原子炉等設置者及び関係する国の機関の関係者による事実の隠蔽や虚偽の事実の公表やデータの改竄、危険情報の公表を怠る行為に対しては特に厳罰を規定すること。

第5 関連法令の改正、整備

- 1 環境関連法、原子力関連法の改正
 - ① 放射性物質による環境汚染防止法の制定と同時に、環境関連法を改正し、放射性物質対策を組み入れること。
 - ② 原子力関連法を改廃し、原子力開発利用の法体系から放射能汚染対策の法体系に組み直すこと。
 - ③ 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（放射線障害防止法）は、放射能汚染防止法の体系に組み入れた法律に改正すること。
- 2 食品放射能汚染防止法の制定
 - ① 放射能汚染防止法と整合性を持った食品放射能汚染規制法を制定すること。
 - ② 放射性物質による食品の安全規制については、食品衛生法とは別に独立の法律を制定し、規制基準を明確にするとともに、生産から消費にいたる具体的な検査体制や表示制度などを整備し、生産と販売が消費者に信頼される制度とすること。
 - ③ 全ての食品について放射線量の表示を義務付け、子ども・妊婦・年齢別区分による警告表示を義務付けること。
 - ④ 食品放射能汚染規制法の規制基準は、「しきい値」などの考えを排除し、十分低い値で規制すること。